

令和6年度外部評価 事前質問票及び回答

施策21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

質問No.	事務事業名等	質問内容	
1	障害児通所給付	委員記入欄	<p>発達の相談・検査の結果、療養を必要とすか否かの判断をするということの理解でいいですか。とすれば、支給決定数自体よりも決定率を上げ、できる限り障害児に寄り添うという見方は、いかがですか。</p>
		所管課回答欄	<p>杉並区では、児童発達相談係にて発達に遅れや偏りがある、発達に心配のある子ども(未就学児)の保護者からの発達相談を受け、心理職などの専門職による発達検査を行い、療育の必要があると認められた児童に対して児童発達支援を支給しています。</p> <p>支給決定数自体よりも決定率を上げるという視点ですが、公費によるサービス支給の要否と必要な療育の支給量について適切に判断し、支給決定することが障害児通所給付における必要な活動と考えることから、決定率のみに注視せず、サービスが必要な子どもに適切にサービスを支給していく視点を重視しています。</p>
2	障害児通所給付	委員記入欄	<p>医療的ケア児の支給決定者数が指標にないのはなぜですか。</p>
		所管課回答欄	<p>事務事業「障害児通所給付」は、療育を必要とする児童への障害児通所支援サービスの支給決定を行っています。</p> <p>医療的ケア児も障害児通所給付の支給決定者であるため、児童発達支援及び放課後等デイサービスの各サービスの支給決定者数の指標に含んでいます。</p>
3	障害児通所給付	委員記入欄	<p>適切かつ迅速な支給給付とうことで、支給決定までの日数、決定から支給開始までの日数という指標は、必要ないですか。</p>
		所管課回答欄	<p>迅速にサービスにつなげることは、区民サービスの給付の視点では有効と考えています。ただし、公費によるサービス支給の要否と必要な療育の支給量について適切に判断し、支給決定することが障害児通所給付における必要な活動と考えており、サービスが必要な子どもに適切にサービスを支給していく視点をより重視していることから、支給決定までの日数は指標としての位置づけは行っておりません。</p> <p>なお、支給決定から支給開始までの日数については、支給決定と合わせて受給者証を発行することから、支給決定日からのサービス利用開始ができますので、指標としての設定は必要ないと考えています。</p>

質問No.	事務事業名等	質問内容	
4	障害児通所給付	委員記入欄	<p>成果指標に挙がっているサービス利用割合は、重症者心身障害児通所事業、子供発達センター運営、医療的ケア児の相談支援体制の整備の指標ではないでしょうか。</p>
		所管課回答欄	<p>事務事業「障害児通所給付」は、発達に遅れや心配のある児童、障害のある児童に対して障害児通所給付費を適切に給付し、児童の心身の発達を促すことを目的としており、障害児通所給付を構成する主たるサービスが児童発達支援と放課後等デイサービスであるため、成果指標に定めています（他、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）。</p> <p>また、療育が必要な子どもが利用する児童発達支援と放課後等デイサービスについて、区内の事業所数が不足している現状を踏まえ、サービスの支給決定を受け、必要なサービスを確実に利用できるよう、新規事業所の開設など、区内の受入れ体制の充実に努めており、この視点からも事業の成果指標として適正であると考えています。</p>
5	障害児通所給付	委員記入欄	<p>総事業費/支給決定者数が、777千円、819千円、874千円と年々増加していますが、その主な要因を教えてください。</p>
		所管課回答欄	<p>障害児通所給付費のうち、放課後等デイサービスの利用を希望する子どもが増えており、利用実績の増により事業費が増加する要因となっています。</p> <p>一人あたりの経費が増加している要因ですが、令和3年度の報酬改定による影響、また、区内に新規事業所が複数開設したことで、新たな利用枠ができ、一人あたりの利用日数が増えていることが要因と考えています。</p> <p>・放課後等デイサービス事業所の開設状況 R3年度 3所（R4.2月、3月） R4年度 4所 R5年度 1所</p>
6	障害児利用者負担軽減	委員記入欄	<p>金額は少額ですが、これをわざわざ事業評価に取り上げた理由を教えてください。</p>
		所管課回答欄	<p>事務事業「障害児利用者負担軽減」ですが、予算事業単位で事業評価を行うため、事業費は小さいですが事業評価に取り上げています。</p> <p>以前の事業規模は、療育が必要な1、2歳児について保護者が費用負担を考慮することなく早期療育を選択できるよう、児童発達支援を利用する際の利用者負担も助成していましたが、現在は、こども発達センターの児童発達支援（リハビリ）を利用する未就学児の利用者負担助成のみとなっています。</p>

質問No.	事務事業名等	質問内容	
7	障害児発達相談	委員記入欄	事業費が、R5年度は大きく増えていますが、その理由を教えてください。
		所管課回答欄	令和5年度の事業費増は、児童相談所の開設に向けた阿佐谷南児童館解体により、児童発達相談系の執務室をウェルファーム杉並に移転するにあたり、相談室等の執務環境の修繕費用が含まれているためです。 【移転経費の内訳】 ・設計委託 2,520千円 ・改修工事 42,240千円 ・執務環境整備 828千円 ・物品移転作業 495千円 ・複合施設管理業務委託 5,464千円
8	障害児発達相談	委員記入欄	相談・検査実施を適切に行うことで、より給付決定につなげるという考えは、間違っていますか。この考えを推し進めれば、相談・検査の結果、給付決定につながった率を指標に挙げるのは、いかがですか。
		所管課回答欄	問1の回答のとおり
9	障害児発達相談	委員記入欄	相談に至るまでの待機期間、施設利用等サービスを受けるまでの待機期間は、指標に必要なのですか。
		所管課回答欄	相談に至るまでの待機期間、施設利用等サービスを受けるまでの待機期間の短縮は、区民サービスの給付の視点では有効と考えています。ただし、障害児発達相談は、子どもの発達状況を把握し、必要に応じて適切な支援につなげること、保護者が子どもの発達特徴を理解し、子どもに適切に関われるよう助言・相談を行うことが必要な活動と考えることから、待機期間の短縮について指標としての位置づけは行っておりません。
10	重症心身障害児通所事業	委員記入欄	施設わかばの運営委託費が、大部分を占めますが、内訳を教えてください。
		所管課回答欄	・運営委託 46,775千円 ・通所バス 26,785千円 ・管理事務費 917千円
11	重症心身障害児通所事業	委員記入欄	サービス利用の待機はありますか。
		所管課回答欄	ありません。

質問No.	事務事業名等	質問内容	
12	重症心身障害児通所事業	委員記入欄	極めて少数の利用者のためにこのような専門性の高い施設を区が保有することの意義を教えてください。施設ごと専門の病院等に外部委託し、区は金銭面で援助するという考えは、無責任ですか。
		所管課回答欄	<p>未就学の重症心身障害児等が身近な地域で療育を受けられるよう、平成 27(2015)年度に重症心身障害児通所施設「わかば」を開設し、発達の遅れや偏り、心身に障害のある子どもの発達を早期から支援しています。現在、利用児が6名しかいない状況ですが、重症心身障害児の通所施設は担い手が民間には必ずしもいない場合もあり、公立でのセフティーネットが必要と考えています。</p> <p>今後ですが、公の福祉で担うべき機能・役割として、保育園等でのインクルージョンを推進していくため、わかばでの保育園入園前の療育支援、また、保育園入園後の併行通園による療育支援を行うことで未就学児の支援の充実を図るとともに、保護者の就労等による預かりニーズに対応していくため、医療的ケアが必要な重症心身障害児の療育と保育(長時間の預かり)の機能を兼ね備えた通所施設としてわかばを運営していくことを検討していきます。</p> <p>なお、病院等への外部委託ですが、他自治体で病院内や訪問看護事業所による児童発達支援の開設例があることは認識しております。病院等での児童発達支援の運営については、子ども一人ひとりの支援のあり方を考えていく中で、一つの方策として今後研究していきたいと思っております。</p>
13	こども発達センター運営	委員記入欄	サービス利用の待機はありますか。
		所管課回答欄	ありません。
14	こども発達センター運営	委員記入欄	たんぽぽ園の運営の内訳を教えてください。
		所管課回答欄	<p>たんぽぽ園(通園)は7つのグループがあります(週1日:2グループ、週3日:2グループ、週5日:3グループ)。</p> <p>1日の利用定員は40名で、1グループの利用定員は8名です。担当者の職種は福祉(保育士)3~4名、会計年度任用職員(保育補助)2~3名、言語聴覚士、心理、理学療法士、作業療法士各1名を配置し、全体を看護師2名で診ています。常時対応する職員は保育士、保育補助、看護師で、他の職種は月に2回直接支援に関わります。</p> <p>詳細「令和6年版事業概要 杉並区立こども発達センター」</p>

質問No.	事務事業名等	質問内容	
15	医療的ケア児の相談支援体制の整備	委員記入欄	施設わかばが、これを担うと理解していたのですが、わかば運営委託等を重症心身障害児通所事業に入れ、ここに入れないのは、どうしてでしょうか。理解不足ですいません。未就学児は子供発達センター、就学児は放課後等デイサービス、医療的ケア児はわかばと理解しているのですが、この理解が間違っているのでしょうか。
		所管課回答欄	事務事業「医療的ケア児の相談支援体制の整備」は、医療的ケア児のライフステージに応じた支援が行われるよう、通園・通所施設や学校での受入れを促進していくことを目的としております。 一方、わかばは重症心身障害児通所施設として、医療的ケアの有無を問わず、重症心身障害児に対する児童発達支援を行う施設として運営しており、事務事業「重症心身障害児通所事業」として整理しています。
16	こども発達センターの維持管理	委員記入欄	子供発達センター運営の主な取組は、業務内容ごとで、子供発達センターの維持管理は、施設の管理項目ごとになっています。子供発達センターを運営していくには、この両者の金額が必要ということだと思えますが、この2つを別々に事業評価シートにした理由を教えてください。
		所管課回答欄	サービス提供に係る経費、施設維持に係る経費のそれぞれを細かく分析できるため、事業内容やサービスの提供状況を明確に示すことが可能となること、施設維持に係る経費増加分の原因や今後の影響を考慮した対策を講じやすくなることから、それぞれの事務事業としています。